

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年7月21日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000279 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100014 号

第 1 結論

昭和 43 年 4 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 男 (夫)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 4 月から同年 6 月まで
私の妻 (訂正請求記録の対象者) の国民年金手帳の印紙検認記録に検認印があるので、請求期間に係る国民年金保険料を納付した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した訂正請求記録の対象者の国民年金手帳の昭和 43 年度国民年金印紙検認記録によると、請求期間に係る昭和 43 年 4 月から同年 6 月までの欄には A 市の検認印が押されており、当該検認印が抹消されたような形跡はなく、検認年月日は、当時の国民年金法に規定されている納期限内であることが確認できる。

また、当該国民年金手帳によると、当該手帳の発行年月日は昭和 41 年 4 月 1 日とされているところ、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者の昭和 41 年 4 月以降の国民年金被保険者期間は、請求期間を除き国民年金保険料の未納はない。

さらに、訂正請求記録の対象者に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、請求期間に係る国民年金保険料が還付又は充当された形跡は見当たらず、日本年金機構は、請求期間に係る国民年金保険料が還付又は充当された記録はない旨回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000334 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100034 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 28 年 12 月の標準賞与額を 59 万円に訂正することが必要である。
平成 28 年 12 月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成 28 年 12 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 2 請求者の A 社における平成 28 年 12 月の標準賞与額を 59 万円から 59 万 8 千円に訂正することが必要である。
平成 28 年 12 月の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 12 月
② 平成 20 年 7 月
③ 平成 20 年 12 月
④ 平成 21 年 7 月
⑤ 平成 22 年 7 月
⑥ 平成 22 年 12 月
⑦ 平成 28 年 12 月

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録がない。請求期間に支給された賞与を年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間⑦について、請求者が提出した賞与に係る給料支払明細書には、支給月日の記載はないものの、当該明細書の表記によると、請求者は、A 社から平成 28 年冬期に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。
一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑦の標準賞与額については、前述の賞与に係る給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、59万円に訂正することが必要である。

請求期間⑦の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、賞与の支給年月日については、A社の代表取締役及び同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者の陳述から、平成28年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑦について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したかは不明だが、厚生年金保険料については納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間⑦については、請求者が提出した賞与に係る給料支払明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を上回っていることから、当該期間の標準賞与額について、59万円から59万8千円に訂正することが必要である。

なお、前述の賞与に係る給料支払明細書によると、請求者は、訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間①から⑥までについて、A社は資料を保管しておらず、請求者の請求期間①から⑥までに係る賞与の支給に関する届出及び厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、請求者も前述の明細書以外に賞与に係る給料支払明細書を所持していないことから、請求期間①から⑥までに係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から⑥までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2000075号
厚生局事案番号 : 九州(国)第2100012号

第1 結論

請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年11月1日から昭和63年9月5日まで

昭和62年10月末にA市の会社を退職しB市に帰った。当時、地区の区長より国民年金の加入を勧められて、毎月1回区長宅に国民年金保険料を持参し、区長は受付簿に記録していた。請求期間を、国民年金の保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構が提出した払出補助簿では、請求者の国民年金の記号番号(*)を含む記号番号が、平成5年5月21日にC社会保険事務所(当時)からB市へ払い出されたことが確認でき、B市及びC年金事務所の回答により、同年7月12日に請求者に対して職権適用による記号番号払出しが行われ、同年8月12日に、同年5月11日を国民年金被保険者の資格取得日とする処理が行われていることが確認できるとともに、同年7月12日より前に請求者に対し、別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納めることができなかったものと考えられる。

また、請求者は請求期間の国民年金保険料を地区の区長を通じて納付したと陳述しているところ、B市が回答した請求期間当時に請求者の居住地における自治会の自治会長をしていた者は、既に死亡しており、請求者の国民年金保険料の徴収状況等を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000395 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100013 号

第 1 結論

請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 * 月 * 日から昭和 59 年 4 月 1 日まで

私は高校卒業後、歯科衛生士の専門学校に通っており、私が 20 歳になった時に母が A 市役所で国民年金に加入手続をして、両親の国民年金保険料と共に保険料を納付してくれた。昭和 59 年 4 月からは歯科医院に就職し、歯科医師国保に加入した。請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金の加入手続を行ったとされる請求者の母親は、請求者が 20 歳に到達した昭和 58 年 * 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行った旨回答しているが、A 市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に係る国民年金の記号番号は昭和 59 年 4 月 5 日に払い出されていることが確認でき、当該払出日以前に請求者に対し別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はない。

また、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿及び請求者が提出した年金手帳によると、請求者に係る国民年金の資格取得日は昭和 59 年 4 月 1 日と記載されていることから、請求者は請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

このほか、請求者及び請求者の母親が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者及び請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000120 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100033 号

第 1 結論

昭和 34 年 4 月 1 日から昭和 36 年 4 月 1 日までの期間について、請求者が A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から昭和 36 年 4 月 1 日まで

A 社において、昭和 34 年 4 月 1 日から昭和 36 年 4 月 1 日までの期間、食品製造及び品質管理の仕事に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した「C 市 A 社にて 35. 4」と記載された写真並びに業務内容及び事業所に関する請求者の具体的な主張から、勤務期間の特定はできないものの、請求者が A 社に勤務していた状況がうかがえる。

しかしながら、B 社は、請求者に係る資料は現存しておらず、請求者の請求期間における勤務状況等は不明である旨回答しており、同社が提出した請求期間当時の社会保険の加入者名簿であるとする「健康保険 雇用保険 厚生年金 厚生年金基金 台帳」によると、請求期間において、請求者の氏名の記載はないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、請求期間において、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったところ、請求者の具体的な勤務期間について記憶していると回答した者がいないことから、請求者の主張を裏付ける回答又は陳述を得ることができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。